

北部地区一般廃棄物運搬中継施設運営業務プロポーザル審査委員会の設置

(設置)

1. 北部地区一般廃棄物運搬中継施設運営業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、北部地区一般廃棄物運搬中継施設運営業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

2. 委員会は、北部地区一般廃棄物運搬中継施設運営業務に係るプロポーザルに関する次に掲げる事項について審議し、経過及び審査結果を市長に報告する。
 - (1) 企画提案書等提出された書類の審査
 - (2) プロポーザルの評価及び委託事業者の選定
 - (3) その他委託事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

3. 委員会の委員は、6人の行政職員をもって組織する。

(会長)

4. 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

5. 委員会の会議は、会長が招集する。

(1) 委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(2) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

6. 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

7. 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の公表等)

8. 委員会は、非公開とし、委員会における審議結果は、委託事業者を選定した後に公表する。

(庶務)

9. 委員会の庶務は、環境課において処理する。

(設置期間)

10. 委員会の設置期間は令和6年4月8日から業務完了までとする。

(その他)

11. その他委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。